

No.	現行 ページ	現行計画（平成28年度）	新計画（平成29年度）																																																									
6	78	第1節 飲料水の供給 1. 応急給水拠点 (1) 給水拠点施設 ① 浄水場 表中 南部脱塩浄水場	第1節 飲料水の供給 1. 応急給水拠点 (1) 給水拠点施設 ① 浄水場 表中 南部浄水場																																																									
7	98	第11章 応急仮設住宅・生活対策 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>町担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被災住宅の応急修理</td> <td>建設課</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>第2節 一時提供住宅の供給</td> <td>建設課</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>第3節 応急仮設住宅の供給</td> <td>建設課</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>第4節 被災住宅の応急危険度判定</td> <td>建設課</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>第5節 被災宅地の応急危険度判定</td> <td>建設課</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>第6節 被災者の生活確保</td> <td>政策推進課、消防本部、福祉けんこう課、税務課</td> <td>大島警察署</td> </tr> <tr> <td>第7節 義援金の募集・配分</td> <td>福祉けんこう課</td> <td>日赤、都</td> </tr> <tr> <td>第8節 罹災証明</td> <td>税務課、消防本部、政策推進課、住民課、各課</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>第9節 中小企業者、農林漁業者への支援</td> <td>観光産業課</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	町担当	関係機関	第1節 被災住宅の応急修理	建設課	都	第2節 一時提供住宅の供給	建設課	都	第3節 応急仮設住宅の供給	建設課	都	第4節 被災住宅の応急危険度判定	建設課	都	第5節 被災宅地の応急危険度判定	建設課	都	第6節 被災者の生活確保	政策推進課、消防本部、福祉けんこう課、税務課	大島警察署	第7節 義援金の募集・配分	福祉けんこう課	日赤、都	第8節 罹災証明	税務課、消防本部、政策推進課、住民課、各課	都	第9節 中小企業者、農林漁業者への支援	観光産業課		第11章 応急仮設住宅・生活対策 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>町担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被災住宅の応急修理</td> <td>建設課</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>第2節 応急仮設住宅の供給</td> <td>建設課</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>第3節 被災住宅の応急危険度判定</td> <td>建設課</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>第4節 被災宅地の応急危険度判定</td> <td>建設課</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>第5節 被災者の生活確保</td> <td>政策推進課、消防本部、福祉けんこう課、税務課</td> <td>大島警察署</td> </tr> <tr> <td>第6節 義援金の募集・配分</td> <td>福祉けんこう課</td> <td>日赤、都</td> </tr> <tr> <td>第7節 罹災証明</td> <td>税務課、消防本部、政策推進課、住民課、各課</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>第8節 中小企業者、農林漁業者への支援</td> <td>観光産業課</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	町担当	関係機関	第1節 被災住宅の応急修理	建設課	都	第2節 応急仮設住宅の供給	建設課	都	第3節 被災住宅の応急危険度判定	建設課	都	第4節 被災宅地の応急危険度判定	建設課	都	第5節 被災者の生活確保	政策推進課、消防本部、福祉けんこう課、税務課	大島警察署	第6節 義援金の募集・配分	福祉けんこう課	日赤、都	第7節 罹災証明	税務課、消防本部、政策推進課、住民課、各課	都	第8節 中小企業者、農林漁業者への支援	観光産業課	
項目	町担当	関係機関																																																										
第1節 被災住宅の応急修理	建設課	都																																																										
第2節 一時提供住宅の供給	建設課	都																																																										
第3節 応急仮設住宅の供給	建設課	都																																																										
第4節 被災住宅の応急危険度判定	建設課	都																																																										
第5節 被災宅地の応急危険度判定	建設課	都																																																										
第6節 被災者の生活確保	政策推進課、消防本部、福祉けんこう課、税務課	大島警察署																																																										
第7節 義援金の募集・配分	福祉けんこう課	日赤、都																																																										
第8節 罹災証明	税務課、消防本部、政策推進課、住民課、各課	都																																																										
第9節 中小企業者、農林漁業者への支援	観光産業課																																																											
項目	町担当	関係機関																																																										
第1節 被災住宅の応急修理	建設課	都																																																										
第2節 応急仮設住宅の供給	建設課	都																																																										
第3節 被災住宅の応急危険度判定	建設課	都																																																										
第4節 被災宅地の応急危険度判定	建設課	都																																																										
第5節 被災者の生活確保	政策推進課、消防本部、福祉けんこう課、税務課	大島警察署																																																										
第6節 義援金の募集・配分	福祉けんこう課	日赤、都																																																										
第7節 罹災証明	税務課、消防本部、政策推進課、住民課、各課	都																																																										
第8節 中小企業者、農林漁業者への支援	観光産業課																																																											
8	98	第1節 被災住宅の応急修理 1. 住宅の応急修理 (1) 修理の目的 災害救助法が適用された地域において、災害により、 <u>住家が半焼または半壊、大規模半壊した場合</u> 、居住に必要な最小限の応急修理を行う。これにより、町（建設課）は、被災した住宅の居住性を維持するとともに、取壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。 (2) 対象者 自らの資力では応急修理ができない者で、知事が必要と認める者とする。	第1節 被災住宅の応急修理 1. 住宅の応急修理 (1) 修理の目的 災害救助法が適用された地域において、災害により、 <u>住家が半焼または半壊した場合</u> 、居住に必要な最小限の応急修理を行う。これにより、町（建設課）は、被災した住宅の居住性を維持するとともに、取壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。 (2) 対象者 災害のため住家が半壊し、または半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に																																																									

No.	現行 ページ	現行計画（平成 28 年度）	新計画（平成 29 年度）
			<u>住家が半壊した者とする。</u>
9	98	2. 応急修理の方法 (2) 経費 1世帯あたりの経費は、 <u>災害救助法の基準に従い</u> 都が定めた額による。	2. 応急修理の方法 (2) 経費 1世帯あたりの経費は、 <u>災害救助法に基づき定める基準に従い</u> 都が定めた額による。
10	99	第2節 一時提供住宅の供給	<全文削除>
11	99	第3節 応急仮設住宅の供給 1. 供給の目的 災害救助法が適用された地域において、災害により住家が滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に <u>応急仮設住宅を供給する。</u>	第2節 応急仮設住宅の供給 1. 供給の目的 災害救助法が適用された地域において、災害により住家が滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に対し、 <u>仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の借上げ及び公的住宅の活用により</u> 応急仮設住宅を供給する。
12	100	2. 供給の実施 <u>(1) 応急仮設住宅の建設</u> ① 設置戸数 ② 建設予定地の確保 ③ 建設の方法、構造及び規模 <u>ウ. 規模及び費用</u> 1戸あたりの床面積、1戸あたりの設置費用については、 <u>災害救助法の基準に従い</u> 都が定める。 ④ 建設工事	2. 建設する応急仮設住宅の供給 <u>(1) 設置戸数</u> <u>(2) 建設予定地の確保</u> <u>(3) 建設の方法、構造及び規模</u> ③ 規模及び費用 1戸あたりの床面積、1戸あたりの設置費用については、 <u>災害救助法に基づき定める基準に従い</u> 都が定める。 <u>(4) 建設工事</u>
13	100	<新規>	3. 民間賃貸住宅の供給 <u>都（都市整備局）は、町（建設課）と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を応急仮設住宅として提供する。</u> 4. 公的住宅の活用 <u>都（都市整備局）は、町に対して、町営住宅の空き家の確保・提供を求め、被災者に供給する。</u>

No.	現行 ページ	現行計画（平成28年度）	新計画（平成29年度）
14	100	<p><u>(2)</u> 入居者の選定</p> <p>① 入居資格</p> <p>ア. <略></p> <p>イ. <略></p> <p>ウ. <略></p> <p>② 入居者の募集・選定</p> <p>③ 応急仮設住宅の管理及び入居期間</p> <p>ア. 応急仮設住宅の管理は、原則として都が都営住宅の管理に準じて行い、入居者管理等は町（建設課）が行う。</p> <p>イ. 入居期間は竣工の日から原則として2年以内とする。</p> <p>ウ. 町（建設課）は、入居者の管理のため、必要な応急仮設住宅入居台帳を整備する。</p>	<p><u>5.</u> 入居者の選定</p> <p><u>(1)</u> 入居資格</p> <p>① <略></p> <p>② <略></p> <p>③ <略></p> <p><u>(2)</u> 入居者の募集・選定</p> <p><u>(3)</u> 応急仮設住宅の管理及び入居期間</p> <p>① 応急仮設住宅の管理は、原則として供給主体が行い、入居者管理等は町（建設課）が行う。</p> <p>② 入居期間は竣工の日から原則として2年以内とする。</p> <p>③ 町（建設課）は、入居者の管理のため、必要な応急仮設住宅入居台帳を整備する。</p>
15	101	第 <u>4</u> 節 被災住宅の応急危険度判定	第 <u>3</u> 節 被災住宅の応急危険度判定
16	101	第 <u>5</u> 節 被災宅地の応急危険度判定	第 <u>4</u> 節 被災宅地の応急危険度判定
17	101	第 <u>6</u> 節 被災者の生活確保	第 <u>5</u> 節 被災者の生活確保
18	104	第 <u>7</u> 節 義援金の募集・配分	第 <u>6</u> 節 義援金の募集・配分
19	105	第 <u>8</u> 節 罹災証明	第 <u>7</u> 節 罹災証明
20	107	第 <u>9</u> 節 中小企業者、農林漁業者への支援	第 <u>8</u> 節 中小企業者、農林漁業者への支援

第3編 風水害対策編

No.	現行 ページ	現行計画（平成28年度）	新計画（平成29年度）
1	3	<p>第1部 総則</p> <p>第3章 大島町の概況・災害環境</p> <p>第5節 土砂災害危険区域</p> <p>1. 土砂災害警戒区域・特別警戒区域</p> <p>町内には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて指定された土砂災害警戒区域が549箇所（うち土砂災害特別警戒区域514箇所を含む。）分布する。</p> <p>同法に基づき、これらの土砂災害警戒区域では警戒避難体制を確保し、土砂災害特別警戒区域では開発行為の制限や建築物の構造規制を行っている。</p>	<p>第1部 総則</p> <p>第3章 大島町の概況・災害環境</p> <p>第5節 土砂災害の危険箇所</p> <p>1. 土砂災害警戒区域・特別警戒区域</p> <p>町内には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて指定された土砂災害警戒区域が549箇所（うち土砂災害特別警戒区域512箇所を含む。）分布する（平成27年6月現在）。</p> <p>同法に基づき、これらの土砂災害警戒区域では警戒避難体制を確保し、土砂災害特別警戒区域では開発行為の制限や建築物の構造規制が行われる。</p>
2	3	<p>2. 急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>町内には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域が4箇所指定されており、防災工事を推進し、がけ崩れを助長する行為を制限している。</p> <p><u>なお、同区域の指定にあたって実施された基礎調査では、がけ崩れの危険性が高い「急傾斜地崩壊危険箇所」が31箇所把握されていたが、より精度の高い土砂災害警戒区域の指定のための基礎調査が実施され、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）として新たに指定されたことから、これらの急傾斜地崩壊危険箇所は現在公表していない。</u></p>	<p>2. 急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>町内には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域が5箇所指定（平成29年7月末現在）されており、防災工事を推進し、がけ崩れを助長する行為が制限されている。</p> <p>※資料編「資料第4 急傾斜地崩壊危険区域一覧」</p>
3	3	<p>3. 砂防指定地</p> <p>町内には、「砂防法」に基づく砂防指定地が4箇所指定されており、砂防えん堤等の防災工事を推進し、土石流の発生等を助長する行為を制限している。</p> <p><u>なお、同区域の指定にあたって実施された基礎調査では、土石流の危険性が高い「土石流危険溪流」が31箇所把握されていたが、より精度の高い土砂災害警戒区域の指定のための基礎調査が実施され、土砂災害警戒区域（土石流）として新たに指定されたことから、これらの土石流危険溪流は現在公表していない。</u></p>	<p>3. 砂防指定地</p> <p>町内には、「砂防法」に基づく砂防指定地が10溪流指定（平成29年7月末現在）されており、砂防えん堤等の防災工事を推進し、土石流の発生等を助長する行為が制限されている。</p> <p>※資料編「資料第3 砂防指定地一覧」</p>

No.	現行 ページ	現行計画（平成 28 年度）	新計画（平成 29 年度）
4	5	<p>第 1 2 節 土砂災害対策の推進</p> <p>1. 土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策の推進</p> <p>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれのある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。</p> <p><u>土砂災害警戒区域の指定や見直しがあった場合は、同区域を本計画（資料編）に記載するとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法等を記載したハザードマップを配布するなど必要な措置を講ずる。</u></p> <p>※資料編「資料第 2 土砂災害警戒区域一覧」</p>	<p>第 1 2 節 土砂災害対策の推進</p> <p>1. 土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策の推進</p> <p>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれのある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。</p> <p>（1）警戒避難体制の整備</p> <p><u>町（防災対策室）は、土砂災害警戒区域の指定や見直しがあった場合は、同区域を本計画（資料編）に記載するとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法等を記載したハザードマップを配布するなど必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>なお、町では平成 27 年 6 月に土砂災害警戒区域が指定されたことを踏まえ、土砂災害避難計画及び土砂災害ハザードマップを作成、公表し、警戒区域に対する警戒避難体制を確保している。</u></p> <p>※資料編「資料第 2 土砂災害警戒区域一覧」</p> <p>（2）要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等</p> <p><u>町（防災対策室）は、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、「要配慮者利用施設」という。）について、地域防災計画にその名称及び所在地を定める。</u></p> <p><u>地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、町長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。避難確保計画の内容は、次のとおりである。</u></p> <p>① 防災体制 ② 避難誘導</p> <p>③ 施設の整備 ④ 防災教育及び訓練の実施</p> <p>⑤ そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置</p>

No.	現行 ページ	現行計画（平成 28 年度）	新計画（平成 29 年度）																																		
			<p>(3) 要配慮者利用施設への支援</p> <p>町（防災対策室）は、要配慮者利用施設を地域防災計画に位置づける場合は、管理者等に対し土砂災害の危険性や避難確保計画作成に関する説明を行う。また、避難確保計画の報告があった場合は、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（厚生労働省・国土交通省）に基づき、内容の確認や助言を行う。</p> <p>また、避難確保計画を作成していない管理者等に対して作成に関する指示し、指示に従わなかった場合は、その旨を公表し作成を促す。</p>																																		
5	5		<p style="text-align: center;"><u>表 要配慮者利用施設</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">施設の名称</th> <th style="width: 30%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大島老人ホーム</td><td>大島町元町字地の岡 45-1</td></tr> <tr><td>高齢者在宅サービスセンター</td><td>大島町元町字地の岡 45-1</td></tr> <tr><td>大島の郷</td><td>大島町元町 1-23-13</td></tr> <tr><td>グループホームあすなろ</td><td>大島町野増王若 408-14</td></tr> <tr><td>大島恵の園</td><td>大島町差木地 1</td></tr> <tr><td>波浮港福祉作業所</td><td>大島町差木地字クダッチ</td></tr> <tr><td>あしたば寮</td><td>大島町差木地字クダッチ</td></tr> <tr><td>町立元町保育園</td><td>大島町元町字長沢 344-1</td></tr> <tr><td>町立岡田保育園</td><td>大島町岡田字小堀 73-1</td></tr> <tr><td>波浮保育園</td><td>大島町波浮港 17</td></tr> <tr><td>大島医療センター</td><td>大島町元町 3-2-9</td></tr> <tr><td>町立つばき小学校</td><td>大島町元町字家の上</td></tr> <tr><td>町立さくら小学校</td><td>大島町岡田字長坂 113</td></tr> <tr><td>町立第一中学校</td><td>大島町元町字小清水</td></tr> <tr><td>町立第二中学校</td><td>大島町岡田字長坂</td></tr> <tr><td>都立大島高等学校</td><td>大島町元町字八重の水 127</td></tr> </tbody> </table>	施設の名称	所在地	大島老人ホーム	大島町元町字地の岡 45-1	高齢者在宅サービスセンター	大島町元町字地の岡 45-1	大島の郷	大島町元町 1-23-13	グループホームあすなろ	大島町野増王若 408-14	大島恵の園	大島町差木地 1	波浮港福祉作業所	大島町差木地字クダッチ	あしたば寮	大島町差木地字クダッチ	町立元町保育園	大島町元町字長沢 344-1	町立岡田保育園	大島町岡田字小堀 73-1	波浮保育園	大島町波浮港 17	大島医療センター	大島町元町 3-2-9	町立つばき小学校	大島町元町字家の上	町立さくら小学校	大島町岡田字長坂 113	町立第一中学校	大島町元町字小清水	町立第二中学校	大島町岡田字長坂	都立大島高等学校	大島町元町字八重の水 127
施設の名称	所在地																																				
大島老人ホーム	大島町元町字地の岡 45-1																																				
高齢者在宅サービスセンター	大島町元町字地の岡 45-1																																				
大島の郷	大島町元町 1-23-13																																				
グループホームあすなろ	大島町野増王若 408-14																																				
大島恵の園	大島町差木地 1																																				
波浮港福祉作業所	大島町差木地字クダッチ																																				
あしたば寮	大島町差木地字クダッチ																																				
町立元町保育園	大島町元町字長沢 344-1																																				
町立岡田保育園	大島町岡田字小堀 73-1																																				
波浮保育園	大島町波浮港 17																																				
大島医療センター	大島町元町 3-2-9																																				
町立つばき小学校	大島町元町字家の上																																				
町立さくら小学校	大島町岡田字長坂 113																																				
町立第一中学校	大島町元町字小清水																																				
町立第二中学校	大島町岡田字長坂																																				
都立大島高等学校	大島町元町字八重の水 127																																				
6	5	<p>2. 土石流対策</p> <p>谷や山の斜面から崩れた土や石、砂などが、梅雨の長雨や台風の大雨の影響により、水と一緒に谷を一気に流れる現象が土石流である。<u>町の土石流危険溪流</u></p>	<p>2. 土石流対策</p> <p>谷や山の斜面から崩れた土や石、砂などが、梅雨の長雨や台風の大雨の影響により、水と一緒に谷を一気に流れる現象が土石流である。<u>町内には、土砂</u></p>																																		

No.	現行 ページ	現行計画（平成 28 年度）	新計画（平成 29 年度）
		<p>は、40 の溪流がありこれらの溪流のうち、特に危険性が高く、あるいは、人家や公的施設の多いものから順次砂防指定地に編入して対策工事を行なっているが、当町では 6 箇所の溪流が砂防指定地に指定され、それぞれ溪流は東京都により砂防えん提や溪流保全工などの砂防工事が行なわれ、整備が進んでいる。</p> <p>※資料編「資料第 3 砂防指定地一覧」</p>	<p>災害警戒区域（土石流）及び土砂災害特別警戒区域（土石流）が指定されており、保全対象の数や重要性等を考慮して砂防指定地に編入し対策工事が実施されている。</p>
7	5	<p>3. がけ崩れ対策</p> <p>急傾斜地崩壊の防止については、総合的な急傾斜地崩壊対策を実施していくため、昭和 44 年に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が施行された。平成 14 年 3 月に、東京都建設局河川部計画課が調査した結果では、当町においては、急傾斜地崩壊危険箇所は 31 箇所、急傾斜地崩壊危険区域は島内 4 箇所に指定されており、それぞれ危険区域については、崩壊防止工事（のり枠工等）が実施されている。</p> <p>※資料編「資料第 4 急傾斜地崩壊危険区域一覧」</p>	<p>3. がけ崩れ対策</p> <p>町内には、急傾斜地崩壊危険区域が指定されており、崩壊防止工事が実施されている。</p>
8	7	<p>第 13 節 浸水対策</p> <p>1. 水防活動</p> <p>水防とは、水防法第 1 条の規定に基づき、洪水、高潮または津波による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減することを目的としている。</p>	<p>第 13 節 浸水対策</p> <p>1. 水防活動</p> <p>水防とは、水防法第 1 条の規定に基づき、洪水、<u>雨水出水</u>、高潮または津波による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減することを目的としている。</p>
9	7	<p>2. 高潮対策</p> <p>高潮は、台風などの低い気圧によって海面が吸い上げられ（吸い上げ効果）、強い風によって海面が吹き寄せられる（吹き寄せ効果）ことにより、海面が上昇する現象である。</p> <p>近年、港湾施設の整備により高潮の被害はほとんどないが、～＜略＞～</p>	<p>2. 高潮対策</p> <p>高潮は、台風などの低い気圧によって海面が吸い上げられ（吸い上げ効果）、強い風によって海面が吹き寄せられる（吹き寄せ効果）ことにより、海面が上昇する現象である。</p> <p>近年、<u>港湾施設等</u>の整備により高潮の被害はほとんどないが、～＜略＞～</p>
10	15	<p>第 3 部 災害応急・復旧対策計画</p> <p>第 4 章 警備・交通規制</p> <p>第 1 節 警備態勢</p> <p>1. 警備態勢</p> <p>関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。</p> <p><u>（1）風水害警備の態勢</u></p> <p>大島警察署長の指揮により、気象状況、被害状況等に応じて、準備態勢、注意</p>	<p>第 3 部 災害応急・復旧対策計画</p> <p>第 4 章 警備・交通規制</p> <p>第 1 節 警備態勢</p> <p><u>（1）警備体制の確立</u></p> <p>関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。<u>また、必要に応じて、町本部に警察官を派遣して、情報共有の徹底を</u></p>

No.	現行 ページ	現行計画（平成28年度）	新計画（平成29年度）																																																			
		<p><u>態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階の態勢をとる。</u></p> <p>(2) 警備本部の設置</p> <p>警戒態勢または非常態勢が発令された場合、ならびに管内に被害が発生したまたは発生のおそれがある場合は、警視庁に警備本部が設置されるほか、大島警察署においても、現場警備本部を設置して警備指揮の万全を図る。</p>	<p><u>図るものとする。</u></p> <p>(2) 警備本部の設置</p> <p>大島町に風水害が発生したまたは発生のおそれがある場合は、警視庁に警備本部が設置されるほか、大島警察署においても、現場警備本部を設置して警備指揮の万全を図る。</p>																																																			
11	24	<p>第11章 応急仮設住宅・生活対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>町担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被災住宅の応急修理</td> <td>建設課</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>第2節 一時提供住宅の供給</td> <td>建設課</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>第3節 応急仮設住宅の供給</td> <td>建設課</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>第4節 被災宅地の応急危険度判定</td> <td>建設課</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>第5節 被災者の生活確保</td> <td>政策推進課、消防本部、福祉けんこう課、税務課</td> <td>大島警察署</td> </tr> <tr> <td>第6節 義援金の募集・配分</td> <td>福祉けんこう課</td> <td>日赤、都</td> </tr> <tr> <td>第7節 罹災証明</td> <td>税務課、消防本部、政策推進課、住民課、各課</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>第8節 中小企業者、農林漁業者への支援</td> <td>観光産業課</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	町担当	関係機関	第1節 被災住宅の応急修理	建設課	都	第2節 一時提供住宅の供給	建設課	都	第3節 応急仮設住宅の供給	建設課	都	第4節 被災宅地の応急危険度判定	建設課	都	第5節 被災者の生活確保	政策推進課、消防本部、福祉けんこう課、税務課	大島警察署	第6節 義援金の募集・配分	福祉けんこう課	日赤、都	第7節 罹災証明	税務課、消防本部、政策推進課、住民課、各課	都	第8節 中小企業者、農林漁業者への支援	観光産業課		<p>第11章 応急仮設住宅・生活対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>町担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被災住宅の応急修理</td> <td>建設課</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>第2節 応急仮設住宅の供給</td> <td>建設課</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>第3節 被災宅地の応急危険度判定</td> <td>建設課</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>第4節 被災者の生活確保</td> <td>政策推進課、消防本部、福祉けんこう課、税務課</td> <td>大島警察署</td> </tr> <tr> <td>第5節 義援金の募集・配分</td> <td>福祉けんこう課</td> <td>日赤、都</td> </tr> <tr> <td>第6節 罹災証明</td> <td>税務課、消防本部、政策推進課、住民課、各課</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>第7節 中小企業者、農林漁業者への支援</td> <td>観光産業課</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	町担当	関係機関	第1節 被災住宅の応急修理	建設課	都	第2節 応急仮設住宅の供給	建設課	都	第3節 被災宅地の応急危険度判定	建設課	都	第4節 被災者の生活確保	政策推進課、消防本部、福祉けんこう課、税務課	大島警察署	第5節 義援金の募集・配分	福祉けんこう課	日赤、都	第6節 罹災証明	税務課、消防本部、政策推進課、住民課、各課	都	第7節 中小企業者、農林漁業者への支援	観光産業課	
項目	町担当	関係機関																																																				
第1節 被災住宅の応急修理	建設課	都																																																				
第2節 一時提供住宅の供給	建設課	都																																																				
第3節 応急仮設住宅の供給	建設課	都																																																				
第4節 被災宅地の応急危険度判定	建設課	都																																																				
第5節 被災者の生活確保	政策推進課、消防本部、福祉けんこう課、税務課	大島警察署																																																				
第6節 義援金の募集・配分	福祉けんこう課	日赤、都																																																				
第7節 罹災証明	税務課、消防本部、政策推進課、住民課、各課	都																																																				
第8節 中小企業者、農林漁業者への支援	観光産業課																																																					
項目	町担当	関係機関																																																				
第1節 被災住宅の応急修理	建設課	都																																																				
第2節 応急仮設住宅の供給	建設課	都																																																				
第3節 被災宅地の応急危険度判定	建設課	都																																																				
第4節 被災者の生活確保	政策推進課、消防本部、福祉けんこう課、税務課	大島警察署																																																				
第5節 義援金の募集・配分	福祉けんこう課	日赤、都																																																				
第6節 罹災証明	税務課、消防本部、政策推進課、住民課、各課	都																																																				
第7節 中小企業者、農林漁業者への支援	観光産業課																																																					
12	24	<p>第2節 一時提供住宅の供給</p> <p><u>震災対策編 第3部 第11章 第2節「一時提供住宅の供給」に準ずる。</u></p>	<p><削除></p> <p>以下、番号の繰り上がり</p>																																																			

第7編 資料編

No.	現行ページ	現行計画（平成28年度）	新計画（平成29年度）																																																																																																
1	8	○土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	<削除>																																																																																																
2	9	<p>資料第3 砂防指定地一覧</p> <p style="text-align: right;">(平成26年3月末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>溪流名</th> <th>指定年月日</th> <th>溪流名</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大金沢</td> <td>昭和34年12月25日</td> <td>八重沢</td> <td>平成6年1月21日</td> </tr> <tr> <td>長沢・ごりんの沢</td> <td>昭和34年12月25日</td> <td>大宮沢</td> <td>平成11年7月2日</td> </tr> <tr> <td>五郎川</td> <td>昭和42年3月31日</td> <td>岡田沢</td> <td>平成23年10月21日</td> </tr> <tr> <td>地の岡沢</td> <td>昭和54年7月9日</td> <td>北の山川</td> <td>平成23年11月1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：東京都地域防災計画震災編「資料第21 土石流危険溪流と砂防指定地（都建設局）」)</p> <p>資料第4 急傾斜地崩壊危険区域一覧</p> <p style="text-align: right;">(平成26年3月末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>所在地</th> <th>指定面積</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大島町泉津地区</td> <td>大島町泉津字川之原、字波牛地内</td> <td>0.545ha</td> <td>平11.11.5</td> </tr> <tr> <td>大島町岡田地区</td> <td>大島町岡田字川の道ほか地内</td> <td>2.240ha</td> <td>平9.1.13</td> </tr> <tr> <td>大島町岡田地区(2)</td> <td>大島町岡田字上ノ山地内</td> <td>0.772ha</td> <td>平12.10.17</td> </tr> <tr> <td>大島町岡田(2)地区</td> <td>大島町岡田字上の山、字大久保、字助田地内</td> <td>2.869ha</td> <td>平20.9.30</td> </tr> <tr> <td>大島町波浮港地区</td> <td>大島町波浮港字吹上、字港瀬ほか地内</td> <td>2.770ha</td> <td>平2.3.26</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：東京都地域防災計画震災編「資料第23 急傾斜地崩壊危険箇所と急傾斜地崩壊危険区域（都建設局）」)</p>	溪流名	指定年月日	溪流名	指定年月日	大金沢	昭和34年12月25日	八重沢	平成6年1月21日	長沢・ごりんの沢	昭和34年12月25日	大宮沢	平成11年7月2日	五郎川	昭和42年3月31日	岡田沢	平成23年10月21日	地の岡沢	昭和54年7月9日	北の山川	平成23年11月1日	地区名	所在地	指定面積	指定年月日	大島町泉津地区	大島町泉津字川之原、字波牛地内	0.545ha	平11.11.5	大島町岡田地区	大島町岡田字川の道ほか地内	2.240ha	平9.1.13	大島町岡田地区(2)	大島町岡田字上ノ山地内	0.772ha	平12.10.17	大島町岡田(2)地区	大島町岡田字上の山、字大久保、字助田地内	2.869ha	平20.9.30	大島町波浮港地区	大島町波浮港字吹上、字港瀬ほか地内	2.770ha	平2.3.26	<p>資料第3 砂防指定地一覧</p> <p style="text-align: right;">(平成29年7月末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>溪流名</th> <th>指定年月日</th> <th>溪流名</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大金沢</td> <td>昭和34年12月25日</td> <td>大宮沢</td> <td>平成11年7月2日</td> </tr> <tr> <td>長沢・ごりんの沢</td> <td>昭和34年12月25日</td> <td>岡田沢</td> <td>平成23年10月21日</td> </tr> <tr> <td>五郎川</td> <td>昭和42年3月31日</td> <td>北の山川</td> <td>平成23年11月1日</td> </tr> <tr> <td>地の岡沢</td> <td>昭和54年7月9日</td> <td>差木地沢</td> <td>平成27年12月24日</td> </tr> <tr> <td>八重沢</td> <td>平成6年1月21日</td> <td>滝川沢</td> <td>平成27年12月24日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：東京都地域防災計画震災編「資料第21 土石流危険溪流と砂防指定地（都建設局）」 東京都土砂災害対策事業パンフレット（平成29年7月）)</p> <p>資料第4 急傾斜地崩壊危険区域一覧</p> <p style="text-align: right;">(平成29年7月末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>所在地</th> <th>指定面積</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 大島町泉津地区</td> <td>大島町泉津字川之原、字波牛地内</td> <td>0.545ha</td> <td>平11.11.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② 大島町岡田地区</td> <td>大島町岡田字川の道ほか地内</td> <td>2.240ha</td> <td>平9.1.13</td> </tr> <tr> <td>大島町岡田地区(2)</td> <td>大島町岡田字上ノ山地内</td> <td>0.772ha</td> <td>平12.10.17</td> </tr> <tr> <td>③ 大島町岡田(2)地区</td> <td>大島町岡田字上の山、字大久保、字助田地内</td> <td>2.869ha</td> <td>平20.9.30</td> </tr> <tr> <td>④ 大島町波浮港地区</td> <td>大島町波浮港字吹上、字港瀬ほか地内</td> <td>2.770ha</td> <td>平2.3.26</td> </tr> <tr> <td>⑤ 大島町元町地区</td> <td>大島町元町</td> <td>0.450ha</td> <td>平28.11.14</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：東京都地域防災計画震災編「資料第23 急傾斜地崩壊危険箇所と急傾斜地崩壊危険区域（都建設局）」 東京都土砂災害対策事業パンフレット（平成29年7月）)</p>	溪流名	指定年月日	溪流名	指定年月日	大金沢	昭和34年12月25日	大宮沢	平成11年7月2日	長沢・ごりんの沢	昭和34年12月25日	岡田沢	平成23年10月21日	五郎川	昭和42年3月31日	北の山川	平成23年11月1日	地の岡沢	昭和54年7月9日	差木地沢	平成27年12月24日	八重沢	平成6年1月21日	滝川沢	平成27年12月24日	地区名	所在地	指定面積	指定年月日	① 大島町泉津地区	大島町泉津字川之原、字波牛地内	0.545ha	平11.11.5	② 大島町岡田地区	大島町岡田字川の道ほか地内	2.240ha	平9.1.13	大島町岡田地区(2)	大島町岡田字上ノ山地内	0.772ha	平12.10.17	③ 大島町岡田(2)地区	大島町岡田字上の山、字大久保、字助田地内	2.869ha	平20.9.30	④ 大島町波浮港地区	大島町波浮港字吹上、字港瀬ほか地内	2.770ha	平2.3.26	⑤ 大島町元町地区	大島町元町	0.450ha	平28.11.14
溪流名	指定年月日	溪流名	指定年月日																																																																																																
大金沢	昭和34年12月25日	八重沢	平成6年1月21日																																																																																																
長沢・ごりんの沢	昭和34年12月25日	大宮沢	平成11年7月2日																																																																																																
五郎川	昭和42年3月31日	岡田沢	平成23年10月21日																																																																																																
地の岡沢	昭和54年7月9日	北の山川	平成23年11月1日																																																																																																
地区名	所在地	指定面積	指定年月日																																																																																																
大島町泉津地区	大島町泉津字川之原、字波牛地内	0.545ha	平11.11.5																																																																																																
大島町岡田地区	大島町岡田字川の道ほか地内	2.240ha	平9.1.13																																																																																																
大島町岡田地区(2)	大島町岡田字上ノ山地内	0.772ha	平12.10.17																																																																																																
大島町岡田(2)地区	大島町岡田字上の山、字大久保、字助田地内	2.869ha	平20.9.30																																																																																																
大島町波浮港地区	大島町波浮港字吹上、字港瀬ほか地内	2.770ha	平2.3.26																																																																																																
溪流名	指定年月日	溪流名	指定年月日																																																																																																
大金沢	昭和34年12月25日	大宮沢	平成11年7月2日																																																																																																
長沢・ごりんの沢	昭和34年12月25日	岡田沢	平成23年10月21日																																																																																																
五郎川	昭和42年3月31日	北の山川	平成23年11月1日																																																																																																
地の岡沢	昭和54年7月9日	差木地沢	平成27年12月24日																																																																																																
八重沢	平成6年1月21日	滝川沢	平成27年12月24日																																																																																																
地区名	所在地	指定面積	指定年月日																																																																																																
① 大島町泉津地区	大島町泉津字川之原、字波牛地内	0.545ha	平11.11.5																																																																																																
② 大島町岡田地区	大島町岡田字川の道ほか地内	2.240ha	平9.1.13																																																																																																
	大島町岡田地区(2)	大島町岡田字上ノ山地内	0.772ha	平12.10.17																																																																																															
③ 大島町岡田(2)地区	大島町岡田字上の山、字大久保、字助田地内	2.869ha	平20.9.30																																																																																																
④ 大島町波浮港地区	大島町波浮港字吹上、字港瀬ほか地内	2.770ha	平2.3.26																																																																																																
⑤ 大島町元町地区	大島町元町	0.450ha	平28.11.14																																																																																																